省　令

○法務省厚生労働省令第二号

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成二十八年法律第八十九号）第八条第二項第六号及び第九条第二号（同法第十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年八月一日

法務大臣　小泉　龍司
厚生労働大臣　武見　敬三

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則の一部を改正する省令

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則（平成二十八年法務省厚生労働省令第三号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後

別表第一

一～三　（略）

四　食品製造関係（八職種十六作業）

職種	作業	試験	試験実施者
（略）			
牛豚食肉処理加工業	牛豚部分肉製造作業	技能評価試験	公益社団法人全国食肉学校
	牛豚精肉商品製造作業		
（略）			

五～七　（略）

別表第二

一～三　（略）

四　食品製造関係（十一職種十九作業）

職種	作業
（略）	
牛豚食肉処理加工業	牛豚部分肉製造作業
	牛豚精肉商品製造作業
（略）	

五～八　（略）

改正前

別表第一

一～三　（略）

四　食品製造関係（八職種十五作業）

職種	作業	試験	試験実施者
（略）			
牛豚食肉処理加工業	牛豚部分肉製造作業（新設）	技能評価試験	公益社団法人全国食肉学校
（略）			

五～七　（略）

別表第二

一～三　（略）

四　食品製造関係（十一職種十八作業）

職種	作業
（略）	
牛豚食肉処理加工業	牛豚部分肉製造作業（新設）
（略）	

五～八　（略）

附　則

この省令は、公布の日から施行する。